

薬用化粧品における日焼け・雪焼け後のほてりの表現について

平成19年12月21日

事務連絡

「薬用化粧品の効能又は効果について」

薬用化粧品の効能又は効果として従来認められてきた「日焼け・雪焼け後のほてり」に関し、平成19年9月21日に開催された薬事食品衛生審議会化粧品・医薬部外品部会において、「当該製品は、日焼け・雪焼け後のほてりを防ぐものであって、治療を目的とするものではないことから、効能又は効果の記載ぶりとしては、『日焼け・雪焼け後のほてりを防ぐ』とすることが適当である」旨の意見がありました。

ついては、平成20年4月1日以降に申請する薬用化粧品の効能又は効果としては、「日焼け・雪焼け後のほてりを防ぐ」として申請するよう、貴下関係業者に周知方よろしく御配慮願います。